

AIPPI・JAPAN



Office Address  
AIPPI JAPAN  
4F, Yusei Fukushi Kotohira Bldg.  
14-1, Toranomon 1-chome,  
Minato-ku Tokyo,  
105-0001, Japan  
Telephone : 81 3 3591-5301  
Facsimile : 81 3 3591-1510  
E-mail : k-yama@aippi.or.jp

---

International Association for the Protection of Intellectual Property of Japan

---

中国国務院法制弁公室 御中

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴国の商標法改正案について意見を述べる機会を設けて頂き感謝申し上げます。

AIPPI 日本部会は、8000 人の会員を擁する AIPPI (International Association for the Protection of Intellectual Property) の日本における部会であり、1100 名の会員 (個人会員 900 名、団体会員 200 名) を擁しております。会員には、弁理士、弁護士、企業、学者が含まれます。

AIPPI 日本部会で、ご提示いただいた商標法改正案について検討を行い、添付の通りとりまとめさせていただきました。

ご検討のほど、宜しくお願い致します。

敬具

2011年10月6日  
AIPPI 日本部会  
会長 熊倉 禎男

中華人民共和國商標法改正  
(A I P P I 日本部会からのコメント)

条項番号	コメント	理由
第 22 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多区分出願が可能になることは賛成ですが、出願の分割について明文で規定していただくようお願い致します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 例えば多区分のうちの 1 区分に先行商標があるなどの障害がある場合、その区分のみを分割し、障害のない区分については先に登録できることが望まれます。</li> </ul>
第 34 条 (方案二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第二項で「先に中国で使した商標と同一・近似」という要件が課されていますが、「中国で」は削除して頂きたいお願い致します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● この項で扱われているのは、他人の商標を知ったうえでの悪意の出願ですので、中国で使用された商標に限らず保護されるべきものと考えます。</li> </ul>
第 36 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「何人も異議を申し立てることができる」という現行法を維持するようお願い致します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 異議申立人適格の限定は、異議が公衆審査の側面を持つとの観点からは後退と考えます。</li> </ul>
第 37 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商標評審委員会への審判請求期間を外国人・外国法人については、「3 カ月」とするようお願い致します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審判請求期間が、「14 日」から「30 日」に延長されましたが、外国企業にとっては、それでもまだ、短いと考えます。「3 カ月」が適当な期間と考えます。</li> </ul>
第 44 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 名称または住所変更は、一括変更ではなく、希望する登録商標のみ変更できるようにお願い致します。</li> <li>● 名称または住所の変更をする場合、一括変更する場合には、一件毎に行う場合より費用が割安になるという配慮をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 登録された商標の中には更新しないものもありますので、コストダウンの観点より、希望する登録商標のみ名称または住所変更できるようにお願い致します。</li> <li>● コストダウンの観点より、一括の場合には、費用を割安にして頂きたい。</li> </ul>
第 45 条 第 46 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似する商品、近似する商標を譲渡する場合も一括譲渡しなくてよいとすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「類似」「近似」の判断を画一的に行うことは困難であり、「類似」「近似」=混同ではな</li> </ul>

		いので、権利者に対する不当な制約になる可能性があると考えます。
第 47 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商標使用許諾契約の商標局への届出は任意として頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第三者に公開することに支障がある場合もあるので、商標使用許諾契約の商標局への届出は任意とすべきと考えます。</li> </ul>
第 51 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「... 商標の使用とは... 商標を広告宣伝、展示およびその他のビジネス活動に使用し、商標として使用されていると関連公衆に認識させる行為」とした意図を教えてください。</li> <li>● 「関連公衆に認識させる行為」を要件としないようお願い致します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「商標の使用」の説明として「商標として使用されていると関連公衆に認識させる行為」とあり、説明になっていない（トートロジー）と考えます。</li> <li>● この要件が追加される場合、例えば商標権侵害を迫するためには商標権者は侵害業者が「広告宣伝等に使用」しているとの証明だけではならず、「関連公衆の認識可能性」も証明する必要が生じ、負担が増えることとなると考えます。</li> </ul>
第 67 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実際の損失と侵害者が得た利益とどちらを損害賠償の根拠とするかは、従来通り、権利者が選択できるようにすべきであると考えます。</li> <li>● 3 年以内の使用証拠の提出を要件とすべきでないと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行法を改正すべき理由をご説明いただき、合理的な理由があるのであれば改正案でよいと考えます。</li> <li>● 権利者に過度な負担を課すべきではないと考えます。不使用商標による損害賠償を認めるべきか否かは、個々の事件に基づいて、裁判所が判断する制度が望ましいと考えます。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行第 70 条 1 項によれば、刑事責任が生じるのは、登録商</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似範囲における商標の使用においても、刑事責任が追及</li> </ul>

	<p>標と同一商標・同一商品の場合のみですが、類似範囲についても刑事責任を追及できるよう改正をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 審査過程において、類似する登録商標が引用され、その登録商標が使用されていない場合には、取り消しを請求しますが、現在の実務では、取り消し請求の決定ができるまで、審査を中止して頂けない場合があります。取り消し請求があった場合には、審査を中止して頂けるようには改正をお願いします。</li> </ul>	<p>できることが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 審査を中止しなど、取り消し請求が成立したときには、出願商標が最終的に拒絶になることが多い。</li> </ul>
--	--	---